

令和3年度第1回下松市地域公共交通活性化協議会（書面協議）

次第

1 議事

(1) コミュニティバス（米泉号）について

I. 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請の内容について【資料1を参照】

《概要》

令和4年度国庫補助（事業期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日）に係る申請（計画）等について、書面にて協議・承認していただきます。

現在運行中の令和3年度の運行形態を変更する内容はないため、基本的には昨年協議していただいた今年度の計画に記載されている内容からの差異はありません。

なお、昨年度の申請内容から変更している主な箇所は、以下のとおりです。

- ①資料1の4ページ中『2.地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果』の『(1) 事業の目標』について、初めて米泉号が1年を通して運行した実績が出たことから、この実績に即した目標を設定した点。
- ②4ページ中の『3. 2.の目標を達成するために行う事業及びその実施主体』において、⑦の内容を追加した点。
- ③8ページ中の『20. 協議会の開催状況と主な議論』について、令和2年度部分を追加した点。
- ④9ページ中の『21. 利用者等の意見の反映状況』について、令和2年度に実施したアンケート調査、バス停留所の新設、参考部分のアンケート2回目を追加した点。
- ⑤11ページの表1の計画運行回数の算出方法は、1年間の運行実績をもとに算出した点。（算出方法は、18ページの下段にある【計画運行回数】の2行目以降を参照のこと）
- ⑥13、14、15ページの図等において、令和3年1月に新設された『上地上』停留所を追加した点。
- ⑦17ページの『コミュニティバス運行経路・接続要件図』の時刻表や接続箇所の説明内容について、現在運行されているダイヤ等に修正した。

※なお、承認に際しては、国への申請過程で生じた軽微な修正等について、事務局の責任において修正して提出することもご了解ください。

(1) コミュニティバス（米泉号）について 続き

II. 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について【資料2を参照】

《概要》

令和3年9月30日に有効期間が終了する米泉号の自家用有償旅客運送の登録について、更新申請について書面にて協議・承認していただきます。

なお、現在運行中の運行形態から変更する内容がないため、基本的には一昨年協議していただいた内容からの差異はありません。（上地上停留所を追加）

国土交通省への提出書類の抜粋分が、別添にある資料2となっています。

（参考：申請後の有効期間：令和3年10月1日～令和5年9月30日の2ヶ年）

※なお、本件につきましても承認に際しては、国への申請過程で生じた軽微な修正等について、事務局の責任において修正して提出することもご了解ください。

(2) 下松市地域公共交通網形成計画の計画実施期間の延長について

《概要》

昨年11月27日に『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、法という。）』の改正法が施行され、バス等の国庫補助路線の補助要件として、「地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画という）」に代わる新たな名称となった「地域交通計画」の策定が義務付けられました。ただし、令和6年度までの経過措置として、国庫補助要件である地域交通計画の策定義務は免除されることとなっています。【資料3を参照】

本市でもコミュニティバスである米泉号において国庫補助を受けていることから、地域交通計画を策定する必要がありますが、昨年11月の施行までは、地域交通計画で明記すべき詳細等がぎりぎりまで不透明であったこともあり、当面の措置として、中国運輸局からも現計画を1年延長することとして問題ない旨の連絡を受けておりましたので、計画実施期間が今年度までとなっている網形成計画の後続にあたる計画策定準備を遅らせていたところでした。

本市としても、まずは計画の対象期間が令和3年度末までとなっている網形成計画は、令和4年度実施事業を計画に挙がっている全ての事業を対象としたうえで、1年度計画実施期間を延長し、令和4年度までを計画の対象期間としたいと考えております。

併せて来年度向けて、現行の網形成計画の内容を柱としつつ、必要な内容を具備した地域交通計画策定を年明けから準備していくこととしたいと考えております。

(3) 令和3年度の事業について（参考）

令和3年度の事業については、以下のとおりです。

①タクシー運賃助成実証事業の実施 **事業②, ⑨関係**【資料4を参照】

昨年度より山口県が実施している『新たな地域交通モデル形成に関する取組』と共同し、市内の交通不便地域の高齢者を対象としたタクシー運賃助成実証事業として、高齢者の移動の確保とタクシー事業者の生産性向上の両立を目指した新たな実証実験を行います。

②米泉号2台目の購入 **事業②関係**

コミュニティバスのメンテナンスや不測の事態に備えた体制構築のため、2台による安全で効率的な運行を目指します。また、米泉号の試乗会の実施による新規利用者の獲得や未利用車両を他地区での実証事業や試験運行の際にも活用します。

③笠戸島及び久保地区での新たな移動手段確保等を含めた検討

事業②, ⑫, ⑬, ⑮関係

笠戸島及び久保地区において、昨年度実施したアンケート調査や会議で得られた意見等を参考にしながら検討していきます。

※ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、地元協議が中断されることもあるため、引き続き、今後の状況をみながら実施していくこととなります。

④公共交通マップの更新 **事業⑧関係**

令和4年4月1日時点の掲載情報へ更新します。

⑤その他

計画年次の事業や過年度実施事業のうち、実施可能な内容について、精査しながら事業を進めていくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている交通事業者等に対する各種施策の実施を検討していく可能性もあります。

2 その他（連絡事項）

今後の当協議会の開催方法は、新型コロナウイルス感染拡大等の状況を勘案しながら、引き続き書面による協議の実施とするか等について検討させていただくこととします。

以上。